

広尾町指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 広尾町が開設する広尾町指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「介護サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護・要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対して、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 広尾町短期入所生活介護事業所

(2) 住所 広尾郡広尾町公園通南4丁目5番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、人員（ ）内数値はユニット型地域密着型介護老人福祉入所者生活介護との兼務人員とする。

(1) 管理者 1名（1名）

事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名（1名）（非常勤）

健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名（1名）

日常生活上の相談・援助を行う。

(4) 介護職員 1名以上（1名）

日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(5) 看護職員 1名以上（1名）

保健衛生管理及び看護業務を行う。

(6) 機能訓練指導員（看護職員兼務） 1名以上（1名）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し又は減退を防止するための訓練を行う。

(7) 介護支援専門員 1名（1名）

短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画（以下「短期入所計画」という。）の立案及び自立支援を行う。

(8) 管理栄養士又は栄養士 1名（1名）

食事の献立作成、栄養計算及び栄養指導等を行う。

(9) 事務員 1名以上（1名）

会計、経理、物品の管理、その他事業所の管理の運営を行う。

(10) その他の従業者 必要数

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、1名とする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（通常の送迎の実施地域）

第6条 通常の送迎の実地地域は広尾町とし、原則地域以外の送迎は行わない。

（内容及び手続の説明並びに同意及び契約）

第7条 事業所は、介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を結ぶ。

（介護サービスの内容）

第8条 事業所で行う介護サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 短期入所計画の作成

(2) 介護

(3) 食事

(4) 機能訓練

(5) 健康管理

(6) 相談及び援助

(7) その他サービスの提供

（利用料等）

第9条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、その介護サービスが法定代理受領サービスに該当する介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該介護サービスについて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第2項第3号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当

該事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供
- (2) 居室の提供
- (3) 特別な食事の提供
- (4) 理美容
- (5) 送迎に要する費用
- (6) 教養娯楽設備等の提供あるいはレクレーション行事

4 前項に定めるサービスを提供した場合の利用料の額は、別に定める所定の額とする。

5 介護サービスの提供に当たって、あらかじめ利用者又はその家族に対して、介護サービスの内容及び費用について文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 事業所は、事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、利用申込者の居宅介護支援事業者等への連絡、適当な他の指定サービス事業者等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。

(サービスの開始及び終了)

第11条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し、介護サービスを提供するものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業所等と密接な連携により、介護サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 従業者の指示に従うこと。
- (2) 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑

行為の禁止

- (3) 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力の禁止
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (6) 外泊、外出するときはあらかじめ届出し承認を得ること。
- (7) その他契約書及び重要事項説明書の記載事項

(サービスの提供の記録)

第13条 事業所は、介護サービスを提供した際には、その提供日及び内容、費用の額、その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれを準ずる書面に記録するものとする。

- 2 事業所は、介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 サービス提供時において、利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、消防機関と連携し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措

置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第18条 事業所は、利用者に対する介護サービス提供による事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（身体的拘束等）

第19条 事業所は、介護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以

下「身体的拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。なお、当該記録は2年間保存するものとする。

- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

- (4) 身体的拘束等の適正化の専任の担当者及び責任者を配置する。

（虐待防止に関する事項）

- 第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 虐待防止するための定期的な研修を実施する。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。また、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

- 第21条 事業所は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

（秘密保持等）

- 第22条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘

密を漏らさないことを厳守する。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者又は代理人の同意を得ることとする。

（苦情処理）

第23条 事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 事業所は提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、及びその利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

（地域との連携等）

第24条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

（記録の整備）

第25条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

（損害賠償）

第26条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

（その他）

第27条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。